省令

○総務省令第六十二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三百十一条第六項第九号中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

附　則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

○総務省令第六十三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の(十八)の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

総務大臣　山本　早苗

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中七十一の項を七十二の項とし、五十九の項から七十の項までを一項ずつ繰り下げ、

(五十八)　メタホウ酸バリウム	を

に改める。

(五十八)　メタホウ酸バリウム	
(五十九)　ピロカテコール及びこれを含有する製剤	

附　則

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。